



# 労働者福祉資金 (北海道融資制度)のご案内



このパンフレットでお知らせする融資制度は、北海道が、取扱金融機関の窓口を通じて、中小企業にお勤めの方、非正規労働者の方、季節労働者の方、倒産、リストラなど事業主の都合により離職した方々に、医療、教育、冠婚葬祭などの生活資金を融資するものです。

金融機関は、申し込みのあった都度、審査を行い、また、北海道労働者信用基金協会の保証審査を経た上で、北海道の定める融資条件により資金の貸し付けを行います。

## 融資の対象となる方

- 中小企業に勤務する方
- 非正規労働者として1年以上勤めている方
- 2年間で通算12ヶ月以上勤務している季節労働者の方(雇用保険特例受給資格者である方)
- 企業倒産など事業主の都合により離職した方(雇用保険受給資格者である方等)

## 資金の使途

医療資金、災害資金、教育資金(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭資金、一般生活費等

## 融資限度額・融資期間

- 中小企業に勤務する方、非正規労働者の方、季節労働者の方…120万円以内、8年内
- 離職者の方…100万円以内、5年内

## 融資の利率

### 中小企業で働く方 非正規労働者の方

年 **1.6%**  
別途保証料0.5%

- 育児・介護休業者は保証料免除
- 新型コロナウィルスの影響により収入が減少した方は、2023年9月末申込まで保証料免除

### 季節労働者の方 離職者の方

年 **0.6%**  
保証料不要

## 取扱金融機関

北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支店

- 新型コロナウィルスの影響により、収入が減少した労働者(中小企業に勤務する方、非正規労働者の方)に対して、2023年9月30日までの受付分、保証料が免除となります。

※なお、新型コロナウィルスの状況により、特例措置期間がさらに延長となる場合があります。

詳細は裏面をご覧ください。

# 勤労者福祉資金融資制度の内容

(2023年4月1日現在)

区分	中小企業で働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方			
融資対象者	・中小企業に勤務する方	・非正規労働者の方 (有期契約社員、派遣社員、パート社員、嘱託の方など)	・2年間で通算12か月以上勤務している季節労働者の方(雇用保険特例受給資格者) ・前年の総所得が600万円以下(所得控除後の金額)の方 ・前年の総収入が150万円以上の方	・企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ①雇用保険受給資格者 ②賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で求職者登録している方			
	・育児・介護休業中の方も含みます ・前年の総所得が600万円以下(所得控除後の金額)の方(ただし、北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合は前年の総収入が150万円以上の方)						
資金用途	医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費						
融資金額	120万円以内						
融資期間	8年以内 <small>〔育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可〕</small>		8年以内	5年以内 <small>〔6か月以内元金据置可、据置期間分延長可〕</small>			
融資利率	年1.60%						
償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可						
信用保証	取扱金融機関の定めによります。	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要です。					
保証料率	年0.50% <small>〔北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合〕 なお、育児・介護休業者の場合は2024年3月末申込受付分まで免除、感染症の影響により収入が減少した方は2023年9月末申込受付分まで免除※なお、新型コロナウイルスの状況により、特例措置期間がさらに延長となる場合があります。〕</small>						
申込に必要な書類	・融資対象者を確認する書類(所得証明書等) ・育児・介護休業者の場合は事業所の育児・介護休業証明書 ・その他関係書類						
申込先	・取扱金融機関(北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支店)が申し込み窓口となっています。 ・申し込みにあたっては、取扱金融機関の条件や審査がありますので、必要な書類など詳しいことは、申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。						
その他	北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合には、同一事業所に1年以上勤務していることが必要です。なお、新卒者および前職場から通算して1年以上勤務している方は、現事業所の勤続年数は問いません。						
				申込受付期間 ・融資対象①の方は、受給資格者証の交付を受けてから雇用保険受給期間満了までの間 ・融資対象②の方は、未払賃金証明書又は確認書の交付を受けてから請求までの間			

借入に  
あたっては

- ①借入をしたときの利率は、最終償還日まで一定(固定金利)です。
- ②制度の内容に記載している融資利率は、金融情勢等の変動により変更される場合がありますので、取扱金融機関などでご確認ください。
- ③取扱金融機関及び北海道勤労者信用基金協会の審査の結果によっては、ご希望の融資を受けられない場合があります。

お問い合わせ先

取扱金融機関へ直接お問い合わせいただくほか、  
北海道経済部地域経済局中小企業課(011-204-5346) または各総合振興局・振興局の商工労働観光課、小樽商工労働事務所までお問い合わせください。

北海道融資制度のFAQ・返済シミュレーションは、ホームページをご覧ください。

ホームページ <http://www.roushinkyo.net>

北海道労信協

検索

2023.04